

**1 議事日程第1号**

5月8日(金曜日)午前10時開会

- 日程番号1 仮議席の指定  
日程番号2 会議録署名議員の指名  
日程番号3 選挙第1号 議長の選挙

**2 出席議員(12名)**

1番 清水 秀雄 2番 和田 鶴三 3番 秋間 紘一 5番 大西 米明  
6番 飯島 勝 7番 中村 貢 8番 出村 寛 9番 加納 三司  
10番 細井 文次 11番 加藤 宏一 12番 河口 和吉 13番 森本 真隆

**3 欠席議員(0名)**

**4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者**

町長 小林 康雄 代表監査委員 佐藤 宣光

**5 町長の委任を受けて出席した者**

副町長 柴田 敏之 総務企画課長 寺田 和也

**6 教育委員長の委任を受けて出席した者**

教育長 堀江 博文

**7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者**

**8 職務のため出席した議会事務局職員**

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

**1 議事日程第1号の追加**

5月8日(金曜日)午前10時10分再開

- 日程番号1 会期の決定  
日程番号2 選挙第2号 副議長の選挙  
日程番号3 議席の指定  
日程番号4 選任第1号 常任委員の選任  
日程番号5 議報告第1号 常任委員長及び副委員長の互選結果報告  
日程番号6 選任第2号 議会運営委員の選任  
日程番号7 議報告第2号 議会運営委員長及び副委員長の互選結果報告  
日程番号8 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について  
日程番号9 議報告第3号 議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告

日程番号10	選挙第3号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程番号11	選挙第4号	十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
日程番号12	選挙第5号	とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程番号13	選挙第6号	北十勝消防事務組合議会議員の選挙
日程番号14	選挙第7号	北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙
日程番号15	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号16	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号17	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号18	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号19	議案第1号	士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
日程番号20	議案第2号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
日程番号21	議案第3号	士幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する 条例案
日程番号22	議案第4号	損害賠償額の決定及び和解について
日程番号23	議案第5号	損害賠償額の決定及び和解について
日程番号24	議案第6号	監査委員の選任について
日程番号25	議案第7号	損害評価会委員の委嘱について
日程番号26	議案第8号	平成27年度士幌町一般会計補正予算
日程番号27	議案第9号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号28	議案第10号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算 (閉会中継続調査申出書)

## 2 出席議員 (12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

## 3 欠席議員 (0名)

## 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	代表監査委員	佐藤 宣光
----	-------	--------	-------

## 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文
子ども課長	高橋 典代	消防署長	淡中 済

## 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	参事	玉堀 泰正
教育課長	辻 亨	給食センター所長	鈴木 典人
高校事務長	藤村 延		

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	細野 幸彦
------	-------

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	瀬口 豊子	総務係長	藤内 和三
------	-------	------	-------

## 9 議事録

(午前10時00分)

瀬口 事務局長	本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。 年長の清水秀雄議員を紹介します。 清水議員、議長席にお着きください。
清水 臨時議長	ただいま紹介されました清水秀雄です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。 どうぞよろしく願いいたします。 ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回土幌町議会臨時会を開会します。
小林町長	ここで町長から本議会招集の挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。 それでは、町議会の招集の挨拶をさせていただきたいと思えます。 本日ここに町議会議員選挙後初めての議会となる平成27年第2回臨時議会を招集したところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらず出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 開会に当たり一言、町議会招集の挨拶を申し上げます。 この統一地方選挙は、前半の知事、道議会議員選挙は4月12日、後半の市町村長、市町村議会議員選挙は4月26日に執行されました。本町議会議員選挙については、定数12名に対し現職11名、新人1名と定数どおりの立候補となり、無投票にて当選が確定いたしました。ここに改めて当選を果たされた12名の議員各位に心よりお祝いを申し上げますとともに、町民の負託に応えるべく活躍を賜りますよう期待を申し上げます。 さて、国内の経済をめぐっては、アベノミクス効果により物価の上

昇や雇用の拡大など回復傾向と言われているところではありますが、地方や1次産業、中小企業においては、その実態のないところであり、むしろ円安の進行や消費税率の引き上げなどにより生産費、家計費とも高騰する中、厳しい状況となっているところでもあります。とりわけ本町の基幹産業である農業については、5年連続で300億円超の高い生産性を維持するところではありますが、TPP問題に加え農協、農業委員会改革の動向もあり、その結果によっては農業はもとより地域経済の大きな影響が懸念されるところでもあります。

一方、昨年より人口減少問題がにわかにクローズアップされ、人口減少に対応すべく地方創生の長期ビジョンと総合戦略が示され、地方においても国と連動しながら全ての自治体において取り組まれるものであります。

本町においては、平成27年度において地方創生に向けての地方版総合戦略の策定とあわせ、第6期まちづくり総合計画の策定や新しい道の駅の基本実施設計など今後の町の方向を示すべく事業が予定されています。これら推進においては、町民各位や専門家の参画とあわせ、議会ともしっかり議論をしてみたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

地方を取り巻く環境は、かつてないほど厳しく多様な状況にありますが、健全な財政運営に留意しつつ、地域の人、産業、資源を活かした活力のある町と町民誰もが安心、安全、生きがいを実感できる豊かな町を目指して、新しいまちづくりを積極的に推進してまいる所存であります。まさに地域のあり方が問われる中であって、まちづくり基本条例でもうたわれているとおり、町、議会、町民がしっかりと連携しながら、それぞれの役割を果たすことが求められているところであり、議会が町民の代表機関としての機能を発揮され、町政推進に対し特段の指導、協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びに、議員各位が一層ご健勝にて活躍することとあわせ、本日決定される議会構成をもとに、より充実した議会活動が展開されることを祈念申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

清水  
臨時議長

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

1

**日程第1、仮議席の指定を行います。**

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

2

**日程第2、会議録署名議員の指名を行います。**

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において2番、和田鶴三議員及び3番、秋間紘一議員を指名します。

3

**日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。**大西議員。

大西議員

この議長選挙については、仮議長推薦の動議を出したいと思っております。議員の同意を求めています。

清水臨時議長 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

清水臨時議長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。  
指名の方法については、臨時議長の私において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

清水臨時議長 異議なしと認めます。  
よって、臨時議長において指名することに決定しました。  
議長に加納三司議員を指名します。  
お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました加納三司議員を議長の当選人とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

清水臨時議長 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名しました加納三司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました加納三司議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選された加納三司議員から発言を求められておりますので、これを許します。登壇願います。

加納議長 ただいま議長として指名いただき、まことにありがとうございます。

前年よりも、前年よりというか、前回に続きまた今回議長ということで任命されましたけれども、今年は大変な年でもあります。皆さんの協力がなくては議会も前へ進んでいけないという状況が考えられます。どうかひとつ今まで以上に指導、鞭撻いただきまして、町民のために頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

本日は、まことにありがとうございます。

清水臨時議長 これで臨時議長の職務は全て終了しました。協力ありがとうございました。

加納議長、議長席にお着き願います。

加納議長 ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時13分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1		<p>これからの議事日程は、ただいま配付しました日程第1号の追加により進めます。</p> <p><b>日程第1、会期の決定を議題といたします。</b></p> <p>お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
2	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p><b>日程第2、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。</b></p> <p>選挙は、投票で行います。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: center;">(出入り口閉鎖)</p>
	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、中村貢議員及び8番、出村寛議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配付いたします。</p> <p style="text-align: center;">(投票用紙配付)</p>
	加納議長	<p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p style="text-align: center;">(投票箱点検)</p>
	加納議長	<p>異状なしと認めます。</p> <p>念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。</p> <p style="text-align: center;">(氏 名 記 載)</p>
	加納議長	<p>ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。</p>
瀬口 事務局長		<p>投票順序を申し上げます。1番、清水秀雄議員、2番、和田鶴三議員、3番、秋間紘一議員、5番、大西米明議員、6番、飯島勝議員、7番、中村貢議員、8番、出村寛議員、10番、細井文次議員、11番、加藤宏一議員、12番、河口和吉議員、13番、森本真隆議員、9番、加納三司議長。なお、議長は議席において投票を行います。</p> <p style="text-align: center;">(投 票)</p>
	加納議長	<p>投票漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。中村貢議員、それから出村寛議員、開票の立ち会</p>

いをお願いいたします。

(開 票)

加納議長

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票11票、無効投票1票です。

有効投票のうち細井文次議員7票、秋間紘一議員3票、加藤宏一議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、細井文次議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(出入り口開鎖)

加納議長

ただいま副議長に当選された細井文次議員が議場におられます。会議規則第33条の第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました細井文次議員から発言を求められておりますので、これを許します。登壇願います。

細井副議長

議長のお許しをいただきましたので、副議長選挙当選の挨拶を一言申し上げたいと思います。

私にとりまして大変名誉なことであり、思いもかけなかったことではございますが、先ほど議長の挨拶の中にこの4年間は大変我が町にとって重要な案件がたくさん山積しているということでもあります。この難題大きい4年間、非力な私ではございますけれども、全身全霊をもって議長をお支えしていきたいと思っております。

また、選挙終了のホイッスルが鳴ればノーサイドであります。12名の議員が一致団結してこの難局を乗り切れるように、議員各位の融和を図って議会運営に努めてまいりたいと思います。

本臨時会の副議長選挙に当たって、先輩議員から常日ごろ議会の活性化についていろいろ指導を受けております。その中で、先輩議員のお言葉の中に議会の活性化は議員それぞれの個人の活性化である。まず、個人それぞれが活性化していかなければ、到底議会の活性化は図れない。そのような言葉を常日ごろお聞きしております。まさにそのとおりであると思います。そのような中で、12名の議員が一致団結して融和を図りながら、激論を重ねながら、この4年間頑張っていきたいと思っておりますので、議員それぞれの協力をお願い申し上げて、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

3 加納議長

**日程第3、議席の指定を行います。**

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時37分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

瀬口事務局長 1番、細井文次議員、2番、和田鶴三議員、3番、秋間紘一議員、5番、河口和吉議員、6番、清水秀雄議員、7番、飯島勝議員、8番、出村寛議員、9番、森本真隆議員、10番、大西米明議員、11番、加藤宏一議員、12番、中村貢議員、13番、加納三司議長。

以上でございます。

加納議長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

4 加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

[日程第4、選任第1号「常任委員の選任」](#)を行います。

ここで暫時休憩とします。

午前10時40分 休憩

午後 1時30分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、総務文教常任委員に和田鶴三議員、秋間紘一議員、飯島勝議員、細井文次議員、加藤宏一議員、河口和吉議員。

産業厚生常任委員会委員に清水秀雄議員、大西米明議員、中村貢議員、出村寛議員、加納三司議員、森本真隆議員、以上の各6名を指名したいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり常任委員に任命することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時31分 再開



加納議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ここで私から産業厚生常任委員の辞任の申し出をしたいと思いま す。</p> <p>私は、産業厚生常任委員会に所属しましたが、議長の職責上、常任 委員会を辞任したいと思います。</p> <p>ただいま副議長に辞任願を提出しましたので、よろしく審議願いま す。</p> <p>副議長と交代します。</p> <p>暫時休憩します。</p>
	<p>午後 1時32分 休憩 (加納議長退席) 午後 1時32分 再開</p>
細 井 副 議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議長は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副 議長が議長の職務を行います。</p> <p>ただいま産業厚生常任委員に選任された議長から常任委員の辞任願 が提出されました。</p> <p>お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題にし たいと思います。異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
細 井 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とする ことに決定しました。</p> <p><a href="#">追加日程、「議長の常任委員の辞任について」</a>を議題とします。</p> <p>産業厚生常任委員に選任されました議長から常任委員の辞任願が提 出されました。</p> <p>議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほ か、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、 一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実 例でも議長については辞任を認められているところでもありますの で、産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。</p> <p>お諮りします。本件は、辞任を許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
細 井 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任を許可することに決定 しました。</p> <p>除斥中の加納三司議長の復席を求めます。</p> <p>ここで議長と交代いたします。</p>

		(加納議長入場)
	加納議長	ここで暫時休憩いたします。
		午後 1時35分 休憩 午後 1時38分 再開
5	加納議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <a href="#">日程第5、議報告第1号「常任委員長及び副委員長の互選結果報告」</a> が議長の手元に届いておりましたので、報告いたします。 総務文教常任委員会委員長加藤宏一議員、副委員長に飯島勝議員、産業厚生常任委員会委員長に中村貢議員、副委員長に森本真隆議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。
6		<a href="#">日程第6、選任第2号「議会運営委員の選任」</a> を行います。 議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員に清水秀雄議員、飯島勝議員、中村貢議員、細井文次議員、加藤宏一議員、以上の5名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。 ここで暫時休憩いたします。
		午後 1時40分 休憩 午後 1時42分 再開
7	加納議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <a href="#">日程第7、議報告第2号「議会運営委員長及び副委員長の互選結果報告」</a> が議長の手元に参りましたので、報告いたします。 議会運営委員会委員長に清水秀雄議員、副委員長に加藤宏一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
8		<a href="#">日程第8、会議案第1号「議会広報特別委員会の設置について」</a> を議題といたします。 職員に朗読させます。
	藤内 総務係長	議会広報特別委員会の設置について。 土幌町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。 平成27年5月8日。 土幌町議会議長、加納三司。 1、特別委員会の名称。議会広報特別委員会。

<p>加納議長 瀬口 事務局長</p>	<p>2、設置の目的。議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行う。</p> <p>3、特別委員の定数。5名。</p> <p>4、設置の期間。平成27年5月8日から2年間。</p> <p>5、閉会中の審査。委員会は閉会中も審査を行う。</p> <p>6、審査結果の報告。委員会は、設置期間中審査結果の報告を省略する。</p> <p>以上です。</p> <p>提案理由を事務局長から説明します。</p> <p>士幌町議会委員会条例第5条の規定において、特別委員会には必要がある場合において議会の議決で置くことができるとなっております。</p> <p>議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民にお知らせする議会広報の発行に当たり編集方針を定め、内容が公正であるか審査を行うために設置するものです。</p> <p>委員の定数は5名とし、委員の任期は特別委員会の性格から長期間にわたることは望ましくなく、各委員会の任期と合わせて2年間で更新することとしております。</p> <p>今回の改選により委員会が消滅いたしますので、新たに設置するために提案するものです。</p> <p>一般的に各委員会の調査及び審査内容は定例会ごとに報告するのが建前ですが、議会広報はその都度議会だよりを発行しておりますので、それを報告にかえる考え方であり、これを踏襲して設置期間中の審査報告を省略するものです。</p>
<p>加納議長</p>	<p>以上、提案理由の説明といたします。</p> <p>質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>質疑を終結します。</p> <p>討論を省略し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>お諮りします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報特別委員に清水秀雄議員、大西米明議員、出村寛議員、細井文次議員、河口和吉議員、以上5名を指名したいと思います。異議ありませんか。</p>
<p>加納議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名しましたとおり議会広報特別委員に選任</p>

		<p>することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 1時46分 休憩 午後 1時47分 再開</p>
9	加納議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第9、議報告第3号「議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元に参りましたので、報告いたします。</p> <p>議会広報特別委員会委員長に出村寛議員、副委員長に大西米明議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。</p>
10・11		日程第10、選挙第3号「十勝圏複合事務組合議会議員の選挙」
12・13		日程第11、選挙第4号「十勝環境複合事務組合議会議員の選挙」
14		日程第12、選挙第5号「とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙」
		日程第13、選挙第6号「北十勝消防事務組合議会議員の選挙」
		日程第14、選挙第7号「北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙」
		以上5件を一括議題といたします。
		お諮りします。一括議題となっております5件の選挙の方法については、指名推選にしたいと思っております。異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。</p> <p>指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長において指名することに決定いたしました。</p> <p>十勝圏複合事務組合議会議員、十勝環境複合事務組合議会議員及びとちかち広域消防事務組合議会議員、以上3組合議会の議員を兼ねて加納三司議員を指名いたします。</p> <p>お諮りします。ただいま議長が指名しました加納三司議員を十勝圏複合事務組合議会議員、十勝環境複合事務組合議会議員及びとちかち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま議長が指名しました加納三司議員が3組合議会議員に当選されました。</p> <p>次に、北十勝消防事務組合議会議員に秋間紘一議員、加藤宏一議員、河口和吉議員、以上の3名を指名したいと思います。</p>

お諮りします。ただいま議長が指名しました秋間紘一議員、加藤宏一議員、河口和吉議員を北十勝消防事務組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、秋間紘一議員、加藤宏一議員、河口和吉議員が北十勝消防事務組合議会議員に当選されました。

次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に清水秀雄議員、和田鶴三議員、出村寛議員、中村貢議員、以上の4名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました清水秀雄議員、和田鶴三議員、出村寛議員、中村貢議員を北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、清水秀雄議員、和田鶴三議員、出村寛議員、中村貢議員が北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選されました。

以上5件の選挙について当選されました各議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。暫時休憩し、2時5分より再開いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで各行政機関の長並びに執行関係幹部職員が出席されておりますので、紹介していただきたいと思えます。副町長、お願いします。

柴 田  
副 町 長

それでは、私のほうから各職員と行政委員の職員を紹介させていただきます。

最初に、私副町長の柴田でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4月1日から新しい教育委員会制度になりまして、その初代の教育長ということで、堀江博文であります。

堀 江  
教 育 長

堀江です。よろしくお願いいたします

柴 田  
副 町 長

次に、代表監査委員の佐藤宣光でございます。

佐藤代表  
監査委員

よろしくお願いいたします。

柴 田  
副 町 長

4月2日付で採用といたしました教育委員会の参事の玉堀泰正でございます。

玉堀教育 委員会 参事 柴田 副町長 山中 保健医療 福祉セン ター長 柴田 副町長 寺田総務 企画課長 柴田 副町長 波多野 町民課長 柴田 副町長 大森保健 福祉課長 柴田 副町長 土屋会計 管理者 柴田 副町長 高木産業 振興課長 柴田 副町長 亀野産業 活性化 担当課長 柴田 副町長 増田 建設課長 柴田	玉堀です。よろしくお願ひいたします。
	同じく4月2日付で保健医療福祉センター長で採用いたしました山中雅弘でございます。
	山中です。よろしくお願ひします。
	これ以降、席順で紹介をさせていただきます。後ろの列行きまして、総務企画課長の寺田でございます。
	寺田です。よろしくお願ひします。
	その隣が町民課長の波多野です。
	波多野です。よろしくお願ひいたします。
	保健福祉課長の大森でございます。
	大森です。よろしくお願ひいたします。
	会計管理者の土屋でございます。
	土屋です。よろしくお願ひします。
	後ろの列行きまして、産業振興課長の高木でございます。
	高木です。よろしくお願ひいたします。
	その後ろ行きまして、今年4月から新たな部署といたしまして、産業振興課内に設置しました産業活性化担当課長兼道の駅開設準備室長の亀野でございます。
	亀野です。よろしくお願ひいたします。
	次に、建設課長の増田でございます。
	増田です。よろしくお願ひします。
	道路維持担当課長の佐藤でございます。

副町長	佐藤	佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
道路維持 担当課長	柴田	一番後ろ行きまして、子ども課長の高橋です。
副町長	高橋	高橋です。よろしくお願いいたします。
子ども 課長	柴田	教育課長の辻です。
副町長	辻	辻です。よろしくお願いいたします。
教育課長	柴田	給食センター所長の鈴木でございます。
副町長	鈴木給食 センター	鈴木です。よろしくお願いいたします。
所長	柴田	次が4月1日の人事異動で新たに病院の事務長となりました山下で ございます。
副町長	山下病院	山下です。よろしくお願いいたします。
事務長	柴田	同じく4月1日の人事異動で農業委員会の局長になりました細野で ございます。
副町長	細野農委	細野です。よろしくお願いいたします。
事務局長	柴田	後ろへ行きまして、高校事務長の藤村でございます。
副町長	藤村高校	藤村です。よろしくお願いいたします。
事務長	柴田	特別養護老人ホーム施設長の金森です。
副町長	金森特養	金森です。よろしくお願いいたします。
施設長	柴田	4月1日の人事異動で新たに消防署長となりました淡中でございま す。
副町長	淡中	淡中です。よろしくお願いいたします。
消防署長	柴田	最後に、議会事務局長の瀬口でございます。
副町長		

瀬口 事務局長	よろしく願いいたします。
柴田 副町長	以上で紹介を終わります。どうぞよろしくお願い致します。
加納議長	次に、議会議員の自己紹介をしたいと思います。1番から順に今回決まった役職及び所属委員会とあわせて自己紹介をお願いいたします。
細井議員	午前の副議長選挙の中で副議長になりました細井でございます。所属委員会はほとんどの委員会に所属しております。また、4年間、全ての職員の皆さんのお知恵を拝借しながら、まちづくりのために尽力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。
和田議員	総務文教常任委員会を担当します。和田です。どうぞよろしくお願い致します。
秋間議員	総務文教常任委員会を担当し、並びに北十勝消防事務組合を担当することになりました秋間です。どうぞよろしくお願い致します。
河口議員	総務文教常任委員会と議会広報特別委員会に所属しております河口和吉です。あわせまして北十勝消防事務組合にも所属しております。よろしく願いいたします。
清水議員	産業厚生常任委員会並びに、議会運営委員会、議会広報特別委員会それぞれ担当いたします。議会運営委員会については委員長を仰せつかりまして、ならびに北十勝2町環境衛生処理組合の議員としても務めます。4年間どうぞよろしくお願い致します。清水秀雄です。
飯島議員	飯島勝です。総務文教常任委員会の副委員長を仰せつかりました。また、議会運営委員会も担当します。どうぞよろしくお願い致します。
出村議員	産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会、北十勝2町環境衛生処理組合に所属しております出村です。よろしくお願い致します。
森本議員	森本真隆です。産業厚生常任委員会副委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。
大西議員	産業厚生常任委員会に所属し、議会広報特別委員会を名誉ある副委員長に就任した大西米明であります。米さんと呼んでいただいで…
加藤議員	総務文教常任委員会の委員長を仰せつかりました加藤宏一でございます。あわせまして、議会運営委員会の副委員長も務めることになりました、もう一つ北十勝消防事務組合の議員としても務めることとなりました。どうぞよろしくお願い致します。
中村議員	最後になりますけれども、中村貢です。産業厚生常任委員会の委員長を仰せつかりました。並びに議会運営委員会、さらに北十勝2町環境衛生処理組合議会議員として仰せつかりました。よろしくお願い致します。
加納議長	今度また議長に就任いたしました加納三司です。いろいろまた4年間よろしくお願い致します。



堀江 教育長	<p>ここで4月1日付で引き続き教育長に就任されました堀江教育長から就任挨拶の申し出がありましたので、これを許します。堀江教育長、登壇願います。</p> <p>議長のお許しを得ましたので、教育長就任に当たっての挨拶を申し上げます。</p> <p>3月の町議会定例会におきまして教育長の任命同意をいただき、4月1日に町長から新制度の教育長の任命を受け就任させていただいております。</p> <p>私は、これまでの一般行政とこの2年間の教育行政の経験により、教育は教育委員会だけで執行していくものではなく、議会を初め町長及び町長部局とも十分に連携を図り執行していかなければならないものであると、より一層認識を深めました。と同時に、この責任の重さを痛感しているところでございますが、土幌町の教育の充実発展のために山積する喫緊の教育課題に誠心誠意取り組む所存でございます。</p> <p>議員の皆様のご温かい指導と支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。教育長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。</p>
1 5 加納議長	<p><a href="#">日程第15、承認第1号「専決処分承認を求めることについて」を議題といたします。</a></p>
寺田総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>平成26年度土幌町一般会計補正予算〔第10号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月20日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億1,328万1,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算は、農業振興基金利息の確定に基づき基金事業の精算を行うものでございます。</p> <p>6款1項4目農業振興基金運用事業費では、事業の実績により1節報酬、9節旅費、19節負担金補助を減額し、基金利子の確定と運用益分について25節積立金を増額するものでございます。特定財源につきましては、基金利子収入を増額充当するものでございます。</p> <p>5目農業振興人材育成基金運用事業費は、事業の実績により1節報酬、9節旅費、19節負担金補助を減額し、基金利子運用益分について25節積立金を追加計上するものでございます。特定財源につきましては、基金利子収入を増額充当しております。</p> <p>9目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業の実績により19節負担金補助を追加し、6ページに移りまして、25節積立金を減</p>

額するものでございます。5ページに戻りまして、特定財源につきましては基金利子収入を増額し、雑入金を減額するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、歳出の特定財源で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

なお、報酬の減額に伴う特別職の給与費明細書は、7ページに掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。10番、大西議員。

大西議員 5ページの19節、380万円、約400万円近い大きな執行残が出ているのだけでも、総務課長、これだけの執行残が出たのはどういう理由でこれだけの執行残が出たのか、やっぱり説明しなければだめでしょう。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

振興課長 19節の382万円の減額でございますけれども、海外農業事情視察研修について2年に1度行っておりまして、平成26年度については未実施という形のものでここで減額をさせていただき、その分を積立金に増額したということでございます。

以上であります。

加納議長 大西議員。

大西議員 今回の説明で理解できないのだけれども、2年に1遍の研修旅行だと。だから、今回はやらなかったら執行残になったのだよというのなら、2年に1遍やるのなら何で当初予算にこの計画をのせたのか。そうでしょう。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 2年に1遍の事業ということですのでけれども、この分を一度予算に計上させていただいた上で未実施で、それを積み立てるという形で従来から行ってきておりますので、こういう形で予算を計上させていただいているところでございます。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 そういうやりくりしてでも積み立てをしなくても、直接積み立てなんかできないの。そこまで、事業をやらないのに事業をやるような形で予算組んだ。当初予算にはちゃんと海外研修ついているのだから、三百八十何万円で。それをやらないのにやったような形で予算組んで、それ余るからその金を基金に積むのだよみたいな話を、そこまでやりくりしなければ積み立てできないの。そんなわけでないわけでしょう。架空の事業を計算に入れるというのは、ちょっといかがなものかと思う、予算計上の中で。ぜひその辺は、昔からそうやっているのであれ

ば見直してほしいと思います。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。  
26年度の未執行の分は2年に1度ということで、平成27年度におきましてはほぼ同額をこの分と合わせた形でこの事業に充当する形で予算を計上させていただいているというところでございます。  
以上です。

加納議長  
大西議員

10番、大西議員。  
こういうことなのか。2年に1遍事業をやるけれども、今言うこの予算も次の年に回して、ということは720万円ぐらいの金が必要なので、1年のやつを延期させるために、720万円一遍に組めないから2年越しの金をためていくということなの。今の話聞くと、そういうふうに聞こえるのだけれども。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。  
産業振興課長、高木よりお答えをいたします。  
前年に積み立てた分を次年度に取り崩してこの事業を実施しているということでございまして、大西議員のおっしゃるとおりでございます。

加納議長  
大西議員

10番、大西議員。  
3回でやめればいいのだけれども、よく理解ができないから。だったら、一遍に700万円と予算組めないの。27年なら26年度の380万円のせて、それを一回執行残にして、次の年の基金に取り込んで七百何十万円にするのなら、26年度はゼロで27年度に七百何十万円一遍にどんと、そういうことはできないの、できるのでしょうか。何でこんな面倒くさいことまでしているのかなというのが理解できないのです。

加納議長  
小林町長

町長。  
基金事業で、従前は毎年海外研修に行っていたのですがけれども、最近ご案内のように利子収入が下がるということで、毎年やることは困難だということで2年に1回になったのですがけれども、基金管理上毎年配分をするわけです。それで、一回基金の繰り出しの計画を立てて未執行にして次の年に行くということにしているのですがけれども、ただ基金の管理上のこともあるので、検討させていただきたいと思いますが、今のところ2年に1回になってからずっとこういう形でやっているのですがけれども、基金の管理上やれるかどうかと。この予算を組む前に基金の管理の計画を立てるという作業があるものですから、それで積み立てをするので、その中でやれるかどうかということについて検討させていただきたいと思います。

加納議長

暫時休憩。

午後 2時23分 休憩

午後 2時25分 再開

	加納議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
16	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p><a href="#">日程第16、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</a></p>
	寺田総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>平成26年度土幌町一般会計補正予算〔第11号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月30日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,111万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億216万6,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款1項6目企画費では、25節、生き生きまちづくり基金積立金を追加し、特定財源として太陽光発電施設貸付料を同額追加しております。</p> <p>14目愛のまち建設基金費につきましては、本年2月20日以降に申し出のありました指定寄附金を特定財源としまして積立金を追加するものでございます。</p> <p>次に、3款2項3目児童手当費は、対象者の減及び支給額の変更に伴う実績に基づき児童手当を減額するものでございます。特定財源につきましては、国、道の負担金の確定によりそれぞれ減額しております。</p> <p>4目子育て支援推進費では、実績により不妊治療扶助費を減額しております。</p> <p>4款1項1目保健衛生総務費では、看護師修学資金貸付金について申請がなかったことにより減額するものでございます。</p> <p>11ページ、2目予防費ですが、13節において事業の実績により各種委託料をそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。</p> <p>続きまして、8款1項1目土木総務費は、生き生きまちづくり基金</p>

繰入金の追加による財源補正でございます。

11款1項1目元金は、減債基金繰入金の減額による財源補正でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、7ページをお開き願います。2款1項1目自動車重量譲与税から8ページの中段の8款1項1目地方特例交付金までにつきましては、いずれも交付額の決定に伴い、それぞれ増額、減額をしたものでございます。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税、それぞれ交付額の確定に基づき、記載のとおり追加するものでございます。

続いて、9ページ、19款5項5目雑入でございますが、備荒資金組合納付還付金を2億4,055万1,000円減額し、収支のバランスをとったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。10番、大西議員。

大西議員 10ページの不妊治療なのだけれども、当初予算何ぼだったか頭悪いから忘れちゃったけれども、昨年一年の流れの中で説明もらえませんか。どんな流れになっているのか。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より説明いたします。

保健福祉課長 不妊治療費は90万円の予算でしたが、今回実績としまして3名の方がこの申請がありまして、実績として20万支出しておりまして、その残70万円を今回専決ということで出しております。

以上でございます。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 したら、20万円を3人で分けたということ。そういう説明だったから、1人何ぼで何ぼという。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より説明いたします。

保健福祉課長 体外受精の採卵の検査をした方に対しては1回10万円、凍結卵移植という方には最大5万円ということで、10万円の方1人と5万円の方がお二人ということで、合計20万円ということになります。

以上でございます。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 子育て支援の推進費という形で不妊治療に出すのですけれども、今言ったように5万円、10万円、不妊治療って相当の金額かかるのです。1回の10万円もらってそれでやったから、それで成功する人もいるかもしれないけれども、なかなか何十万円もかかるのです。ですから、

1回だけやって、町の助成もらってそれでというわけに、やめるとい  
うわけにいかなくなったら困るので、多分相当の金額かけないと不妊  
治療、子供を妊娠することなかなかないのだと思うので、町としても  
70万円の執行残出ていますから意味ないのですけれども、子育て支援  
という名目でやるのであれば、もう少し町も、子供できなくて困って  
いる方たくさんいると思うのです。多分保健センターにも何人も相談  
に来ているけれども、なかなか不妊治療に踏み出せないというのが現  
状だと思うのです。それは、金がかかるからなのです。潤沢に町が補  
助金出すというものではないと思うけれども、もうちょっとふやして  
いかないと、なかなかそこに踏み切って治療にならないのでないかな。  
執行残出るようなことでは意味ないのだと思うのです。当初予算が90  
万円だから、そんなに金出しているわけではないのですけれども、やっ  
ぱり子育て支援という形で町が考えるのなら、1人の金額の枠をもう  
ちょっと大きくして最後まで面倒見てやるぐらいの考えで、土幌町行  
けば不妊治療もちゃんと町がやってくれて子供できるのだ。土幌行っ  
て子供産んで土幌に移住させようかというような気持ちにさせるよう  
な、そういうことをやって子育て支援やっていかないと、何か足りな  
いように思うので、町長、どう思いますか。今後ふやしていくような  
気……

加納議長  
小林町長

町長。

仕組み的には、道も補助制度持っているのですけれども、それに町  
が上積みをしているということなのですけれども、実績によって不用  
額が出るということはあるのですけれども、ただ、今の助成の方  
法が不妊治療をやる人にとってどうなっているかということですが  
けれども、実態調査をして、今後改善できるものについては改善して  
いこうように子育て支援対策の中で検討していきたいと思えます。

加納議長  
大西議員

10番、大西議員。

その下の看護師修学資金、これ私言って120万円になったのだけ  
けれども、その前からも、これ何十年も出しているけれども、一回も  
これ使った人いないのだけれども、どうしたらいいものかね。PRが  
不足なのか。医師の場合は、今1人修学援助しているからいいの  
だけれども、こんなけ看護師募集しても看護師なかなか集まらない  
ときに、これを使ってもらって何とか土幌町に引きとめたいの  
だけれども。土幌町内に看護師になりたい人がいないのか、町外  
からの問い合わせはあるのだと思うのだけれども、使いにくい  
のか。金額的には、これだけあれば十分だと思うのです、1人  
120万円あれば。だから、使った後のお礼奉公と言ったら怒ら  
れるけれども、それがきつから借りてくれないのか。何か今  
までどおりずっと毎年120万円組んで執行残。120万円になっ  
て5、6年になるでしょう。5、6年できないか。その前からも  
全然ないのだから、何か検討しないと。使い勝手よくする

<p>加納議長 山 中 保健医療 福祉セン ター 長</p>	<p>のか、金額はふやす必要ないと思うけれども、その辺どう考えている かお聞きします。</p> <p>保健医療福祉センター長。</p> <p>保健医療福祉センター、山中よりお答えをさせていただきたいと思 います。</p> <p>大西議員指摘のとおり、この金額にしてから、その以前もなかった のですけれども、かなり大昔にはあったのですが、現実問題として照 会があっても申し込みが最終的になされなかったというのが現実でござ います。やはり金額的にそう落ちているというふうには考えないの ですけれども、逆に今看護師不足というのが現実で、士幌は今何とか ぎりぎりの中でやってこれている現状というのがあるのですけれど も、もうちょっと遠くの地域になりますと、中心帯広より離れると、 逆に支度金みたいな形で集めているだとか奨学金をもっと、民間はも っと大きく出しているとか、そういったような現状もあるというふう にもお聞きをしておりますので、また出すことによって、やはり勤め ていただきたいわけですから、この助成金では助成した期間勤務して いただきたいというご案内をしているところでございます。そういつ た面も含めまして、利用がないということも現実でございますので、 どうやったら利用していただけるか検討を重ねまして、改善できると ころは改善できればしていきたいというふうに考えておりますので、 今後検討させていただきたいと思います。</p>
<p>加納議長 大西議員</p>	<p>以上です。</p> <p>10番、大西議員。</p> <p>これは、間違いなく看護師を集めるための施策ですから、今言うよ うに帯広市から離れるとなかなか看護師も集まらないという話は話な んです。それは、努力次第だと思うのです。だから、利尻、礼文、あ そこの町立病院は師長さんが頑張って全国から看護師集めて、あそこ は潤沢に看護師いるのです。それなんか少し視察でもして、どうして あんな離島に看護師が来るのかということも研究する必要もあるのだ と思うのです。こういうものを使ったりなんかしてやっているのだと 思いますけれども、やっぱりそういうのを聞いたりなんかしておかない と、あそこで充実できるという、ここがどうなのだという問題もあ るから、そういうみんなで一回勉強しましょう。</p>
<p>加納議長 柴 田 副 町 長</p>	<p>副町長。</p> <p>看護師の就労のこともあるのですけれども、これが毎年使われない ということで、今回病院の総師長には、うちはホームページ等でPR をしているのですけれども、実際に看護学院等へ行ってPRをしてこ いという指示はしてあります。</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>2番、和田議員。</p> <p>今の件なのですが、民間でいろいろな形で助成しているところがあ</p>

		<p>るのですけれども、これとあわせた形で民間でやっているというのと、それから町がやっているとのリンクの関係で、リンクというか結びつきで、条件がだめだということにはなっていないのですか。それとも、どっちから借りてもいいけれども、町もできるのかということなのですが、その辺はどうなのですか。</p>
加納議長 山 中 保健医療 福祉セン タ ー 長	保健医療福祉センター長。	<p>保健医療福祉センター長、山中よりお答えをさせていただきます。</p> <p>和田議員の指摘、詳細というのは民間のところ把握していないわけですけれども、うちのほうとしては勤務しなければ、修学資金として出した貸し付けですから、お返しいただくと。勤務していただければ全額免除ですよというような規定でやらさせていただきます。そうなりますと、民間の部分借りて、両方借りてということになると、その辺はうちとしても、うちにその期間勤めていただいて、貸付期間まで勤めていただかなければならないということでもありますから、その分クリアしていただければ、その後やめていただくというのうちのほうは何ら影響ないわけですけれども、逆に民間に先に勤めていただいて、うちのほうは後と言われたとき、うちはやっぱり返してもらいしなくなるというような面もございますので、そういった点を考えますとなかなか難しい点はあるのかなというふうに思います。</p>
加納議長	以上でございます。	ほかにございませんか。
加納議長	(な し)	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
加納議長	(な し)	討論なしと認め、これより承認第2号を採決します。
加納議長	(異 議 な し)	本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
加納議長	異議なしと認めます。	したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
1 7		<p><a href="#">日程第17、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</a></p>
高木産業 振興課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。	産業振興課長、高木より説明いたします。
		平成26年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第6号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月30日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
		専決処分の内容は、家畜共済勘定の財源補正でございます。
		歳出から説明いたしますので、5ページをごらん願います。2款1



1 8		<p>項1目の死廃共済金の支払いについては、国、連合会の責任割合が8割、町は2割の責任があり、加入者からの共済掛金の2割を町の手持ち掛金としていますが、平成26年度において実際の手持ち掛金に9万4,763円の不足が生じたことから、その財源として農業災害補償基金の法定積立金を取り崩すもので、農業災害補償基金繰入金9万5,000円を新たに計上し、死廃保険金を9万5,000円減額するものであります。</p>
		<p>4ページの歳入につきましては、特定財源で説明しましたので、省略をさせていただきます。</p>
		<p>以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 (な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより承認第3号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
		<p><a href="#">日程第18、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</a></p>
		<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>承認第4号 土幌町町税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。 これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴いまして、土幌町町税条例の一部改正について専決処分しましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。 説明資料で説明をいたしますので、1ページをお開きください。軽自動車税の税額の改正であります。昨年(平成26年度)の第2回定例会におきまして町税条例の一部改正について議決をいただいたものであります。このうち地方税法等の一部改正により平成27年度以後の年度分から適用することとしていました軽自動車のうち原動機付自転車、小型特殊自動車及び2輪車等にかかわる税額の引き上げを1年延期をするものであります。平成28年度の税額は、表に記載のとおりであります。 なお、2ページには新旧対照表を載せてありますので、後ほどでもごらんをいただきたいと思います。附則の施行期日及び経過措置の一部も載せてございます。</p>

- 議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、公布の日から施行するものでありまして、3月31日に公布をしております。
- 以上、承認第4号の専決処分の説明といたします。
- 加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。
- (なし)
- 加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
- (なし)
- 加納議長 討論なしと認め、これより承認第4号を採決します。
- 本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 加納議長 異議なしと認めます。
- したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
- 日程第19、議案第1号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。
- 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
- 柴田副町長 議案第1号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。
- この改正につきましては、地方税法の改正により改正をしようとするものであり、第1条では土幌町町税条例の一部を改正する条例であり、7ページの第2条がありますが、これでは土幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。
- それでは、説明資料で説明をいたしますので、まず6ページから24ページまでは新旧対照表を載せてございますが、平成27年度税制改正の要旨に改正内容適用期日等を載せてございますので、こちらで説明をさせていただきますので、3ページをお開きいただきたいと思います。
- まず、個人町民税であります。住宅ローン制度の適用期限の延長につきましては、消費税率の引き上げによる住宅投資への影響の平準化と緩和策であります住宅ローン減税の拡充の措置について延長するものでありまして、控除対象期間を平成41年度に、居住年を平成31年まで延長するものであります。改正条例は附則第7条の3の2の改正で、適用時期は平成27年4月1日からであります。
- 次に、寄附金控除に係る申告の特例等につきましては、ふるさと納税の拡充についての改正であります。まず、特別控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡大をするものであります。また、申告の特例といたしまして、確定申告を必要とする現在の申告手続について、税法上の特例、ふるさと納税ワンストップ特例といたしますが、これを創設いたしまして、当分の間確定申告が不要な給与所得者等の場合はふるさと納税により寄附金を行う市区町村等に申請書を提出す

ることで確定申告を行わずに個人住民税で所得税控除分相当額を含め寄附金控除を受けることができる仕組みを設けるものであります。改正条例は附則第9条の2で、適用期日は平成27年4月1日で、これ以後の寄附金からの適用になります。

次に、法人町民税の均等割の税率の適用区分の変更であります。法人事業税資本割の課税標準及び法人町民税均等割の税率区分の基準について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合に資本金と資本準備金の合計額によりまして均等割の税率区分を決定するもので、改正条例は第31条で平成27年4月1日以後の法人の事業年度分から適用するものであります。

次に、減免規定の改正でございますが、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免の申請期限でございますけれども、今までは納期限前7日まで、つまり1週間前までだったものを納期限までに拡大をするものでございまして、改正条例は対象税目ごとの条文の改正であります。平成27年度以後の年度分から適用するものでございます。

次に、固定資産税に係る非課税措置の改正では、非課税措置の対象となる固定資産に子ども・子育て支援制度における事業所内保育事業の用に供する固定資産を加えるもので、改正条例は第57条及び第59条の改正で、適用時期は平成27年度以後の年度分からでございます。

次に、家屋に係る固定資産税の減額措置の特例の改正で、平成24年に改正をいたしました地域決定型地方税制特例措置法、いわゆるわがまち特例で、今回サービスつき高齢者向け賃貸住宅の家屋に係る固定資産税の減額についても地方税法で定める減額の率と同率の3分の2を5年間減額することを追加するものであります。適用期日は平成27年4月1日でございます。

次に、固定資産税に係る適用期間の延長の改正で、土地、宅地等の負担調整措置を平成24年度から平成26年度までの適用期限を3年間、平成27年度から平成29年度まで延長する改正でありまして、平成27年度以後の年度分から適用するものでございます。

次は、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例でございます。土地の価格の下落修正でありまして、固定資産税の評価額は基準年度、平成27年度でありますけれども、この価格を3年間据え置くということになっておりますけれども、据置年度であります平成28年度または平成29年度に価格の下落傾向が見られる場合は、価格の修正を行うことができることとする改正でございます。

次が軽自動車税の税率の特例につきまして、軽自動車税の燃費性能に応じグリーン化特例を導入しまして、平成27年度中の新車購入に対して平成28年度分の軽自動車税に限り燃費基準等に応じて税率をおおむね75%、50%及び25%低くする特例措置の改正を行うものでありま

す。電気自動車の場合は、おおむね75%を軽減、次のページに行きまして平成17年度排ガス基準75%低減達成車で、乗用車であれば平成32年度燃費基準にプラス20%達成したものにつきましてはおおむね50%の軽減、その次は同じく乗用車であれば平成32年度燃費基準達成車はおおむね25%の軽減をするというものであります。改正条例は附則第16条の改正でありまして、適用時期は先ほど説明したとおり平成27年度に新規取得した軽自動車に限り平成28年度の税率に適用するものであります。

その他につきましては、地方税法の改正によりまして引用条文の改正や文言の改正を行うものであります。

以上、議案第1号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

20

[日程第20、議案第2号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定時に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、介護保険条例第2条第1項の保険料率区分でいう低所得者にかかわる第1号の被保険者の保険料軽減強化のために改正をするものであります。

説明資料では25ページでございます。第2条に第2項といたしまして1項を加えるもので、内容は保険料率区分の第1号被保険者、低所得者の軽減強化のため基準額の50%を45%とするもので、金額では同じく第1号被保険者の月5,100円、年にしますと条例に載っている金額でございますが、6万1,200円の45%で2万7,540円とするもので、この減額は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

附則の施行月日ではありますが、公布の日からといたしまして、経過措置といたしましては平成27年度分の保険料から適用をいたしまして、平成26年度以前の年度分の保険料は従前の例によるものとしてでございます。

		<p>以上、議案第2号の説明といたします。</p>
2 1	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p>
		<p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
		<p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
		<p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p>
		<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
		<p><a href="#">日程第21、議案第3号「土幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例案」</a>を議題といたします。</p>
		<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>議案第3号 土幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。</p>
		<p>この改正につきましては、介護保険法の改正により条例を改正しようとするものでございます。</p>
		<p>説明資料では26ページでございます。まず、第4条及び第5条の改正でございますが、今まで生活保護者が施設を利用できるのは長期のみでありましたけれども、この改正によりまして短期も利用できるようにするため、アンダーライン部の第15条の2第1項第1号及び第4号に第5号を追加したものでありまして、これにより文言も記載のとおり改正をするものであります。</p>
		<p>同じく第5条の改正であります。それは27ページでございます。第5条第2項につきましては、入所者への食費の負担限度額、第3項は居住費の負担限度額について規定をしたものであります。その額はそれぞれ介護保険法で規定をされておりますので、それは厚生労働大臣が定める額と規定されているために、条例ではその金額を定めず、法で定める限度額を規則で定めることとしようとするものであります。</p>
		<p>今回の介護保険法の改正で居住費の多床室の負担限度額は収入区分ごとの金額の設定となりますけれども、生活保護者の負担額はありますが、収入が211万円までの入所者は50円上がり370円となり、収入が211万円以上の入所者は、まず50円アップの370円となりまして、8月からは840円というものになりますが、この階層に該当する入所者は土幌特養のほうにはおりません。</p>
		<p>議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますが、平成27年6月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第3号の説明といたします。</p>

	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
2 2		<b>日程第22、議案第4号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。</b> 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第4号 損害賠償額の決定及び和解についてでございますが、 地方自治法第96条第1項の規定により議決を得ようとするものでございます。 事故の内容は、平成26年12月28日に病院の公用車により医師を新得駅まで送った帰り、新得町字上佐幌東3線の道道帯広新得線を走行中、スリップにより路外に逸脱し、大型案内板の支柱を損傷させたものでございます。 この公用車の運転につきましては、土幌ハイヤーに委託をしているものでございます。 最初の損害賠償の額は151万2,000円。和解の内容は、町に対して本件に関し今後一切の請求、異議申し立てをしないというものであります。和解の相手方につきましては、北海道。事故の内容につきましては、今説明したとおりであります。 以上、議案第4号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
2 3		<b>日程第23、議案第5号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。</b> 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田	議案第5号 損害賠償額の決定及び和解についてでございますが、

副町長 これも先ほどと同じように地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

事故の内容でございますけれども、平成27年3月20日に土幌町字土幌線なし166番地23の町有防風保安林、45年生のカラマツ1本が腐食により倒木をいたしまして、隣接する字土幌東1線164番地37に所在する相手方のD型ハウスの側壁のトタンをへこませる損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は6万8,229円。和解の内容につきましては、町に対して本件に関し今後一切の請求、異議申し立てをしないというものであります。和解の相手方は、字土幌東1線164番地、土幌鉄工株式会社代表取締役の曾我廣氏であります。事故の内容につきましては、ただいま説明をしたとおりでございます。

以上で説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩といたします。

午後 3時05分 休憩  
午後 3時15分 再開

24 加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第6号「[監査委員の選任について](#)」を議題といたします。

森本議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となっておりますので、退場を求めます。

暫時休憩。

午後 3時15分 休憩  
(森本議員退席)  
午後 3時15分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

		<p>ここで提案理由の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第6号につきましては、人事案件で監査委員の選任でありますけれども、議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。</p> <p>選任する監査委員については、記載のとおり森本真隆議員でありますので、同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。</p>
	小林町長	
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時15分 休憩 (森本議員入場) 午後 3時16分 再開</p>
2 5	加納議長	<p>休憩を解き会議を再開いたします。</p> <p style="color: blue;">日程第25、議案第7号「損害評価会委員の委嘱について」議題といたします。</p>
	小林町長	<p>提案理由の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第7号も人事案件でありまして、農業共済事業の損害評価会委員の委嘱についての同意を求めるものでありますけれども、十勝農業改良普及センターをお願いをしている委員が1名退任したことによって、新たに十勝農業改良普及センターの職員について委任をするものでありますけれども、選任をする委員につきましては、記載のとおり堀内稔氏、昭和30年2月12日生まれであります。</p> <p>以上、選任同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p style="color: blue;">日程第26、議案第8号「平成27年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</p>
2 6		



寺田総務  
企画課長

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

議案第8号 平成27年度土幌町一般会計補正予算[第1号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億7,678万5,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるものといたします。

それでは、歳出から説明いたしますので、8ページをお開き願います。2款1項4目町有林管理費では、22節補償補填及び賠償金で町有林倒木による損害賠償金6万9,000円を追加し、特定財源としまして全国町村会総合賠償補償保険金を同額充当しております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、臨時福祉給付金給付事業にかかわる経費といたしまして、4節共済費から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ記載のとおり追加をしているところでございます。特定財源といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金及び臨時福祉給付金給付事業補助金を充当しております。

10目介護保険費では、28節繰出金で低所得者保険料軽減繰出金を追加し、特定財源といたしまして国、道の低所得者保険料軽減負担金をそれぞれ追加しているところでございます。

9ページ、2項5目子育て支援推進費では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業にかかわる経費といたしまして、4節共済費から19節負担金補助及び交付金までそれぞれ記載のとおり追加をしております。特定財源といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金を記載のとおり追加をしております。

続きまして、10款2項1目学校管理費は、15節工事請負費で屋体施設つり物落下防止対策工事として小学校7校分で4,486万6,000円の追加でございます。特定財源といたしまして、学校施設環境改善交付金及び全国防災事業債を追加しております。

3項1目学校管理費は、小学校費と同様に中央中学校の屋体施設つり物落下防止対策工事費で513万4,000円を追加し、特定財源といたしまして学校施設環境改善交付金及び全国防災事業債を追加しているところでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、18款1項1目繰越金に前年度繰越金20万6,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございますが、屋体施設つり物落下防止対策事業の実施に伴う全国防災事業債を追加するものでございます。

なお、10ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりま

	<p>すので、参照願いたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
27	<p><a href="#">日程第27、議案第9号「平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</a></p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長、大森より平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。</p> <p>4ページの2、歳入で説明いたします。1款1項1目第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料を128万5,000円減額し、1億539万9,000円に減額補正するものでございます。これは、介護保険条例の一部改正による第1段階保険料を介護保険料基準額の50%から45%へ軽減するための減額でございます。この減額分につきましては、7款1項5目介護保険料繰入金、低所得者保険料軽減繰入金として同額の128万5,000円を一般会計から繰り入れ、9,791万4,000円に増額し、財源調整するものでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

日程第28、議案第10号「平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。

山下病院事務長 議案第10号 平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算[第1号]について、国保病院事務長、山下より説明申し上げます。

今回の補正につきましては、さきに議決いただきました物損事故に係る損害賠償金の支払いを加入する損害賠償保険料収入で支出するために補正を行うものです。

1ページをごらんください。第2条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入、第1款病院事業収益9億184万5,000円を9億335万7,000円に、第2項医業外収益2億6,436万9,000円を2億6,588万1,000円に改めるものです。

次に、支出、第1款病院事業費用9億1,911万6,000円を9億2,062万8,000円に、第1項医業費用9億47万円を9億198万2,000円に改めるものです。

それでは、支出から説明いたしますので、3ページをお開きください。1款1項3目経費を151万2,000円追加し、1億6,081万4,000円とするものであります。

次に、これに係る収入ですが、1款2項5目その他医業外収益として151万2,000円を追加し、531万円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し……

(何事か言う者あり)

加納議長 暫時休憩。

午後 3時27分 休憩

午後 3時28分 再開

加納議長 それでは、休憩を解き会議を再開します。

質疑はございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

藤 内  
総務係長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

職員に朗読させます。

平成27年5月8日。

土幌町議会議長、加納三司様。

議会運営委員長、清水秀雄。

閉会中継続調査申出書。

本委員会は、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、(1)、議会の運営に関する事、(2)、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事、(3)、議長の諮問に関する事。

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

以上です。

加納議長

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

これをもって平成27年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時30分)